

(日本語仮訳)

# 日中韓における 口頭審理に関する比較研究

(第7回日中韓審判専門家会合 2020年11月20日、Web会議)

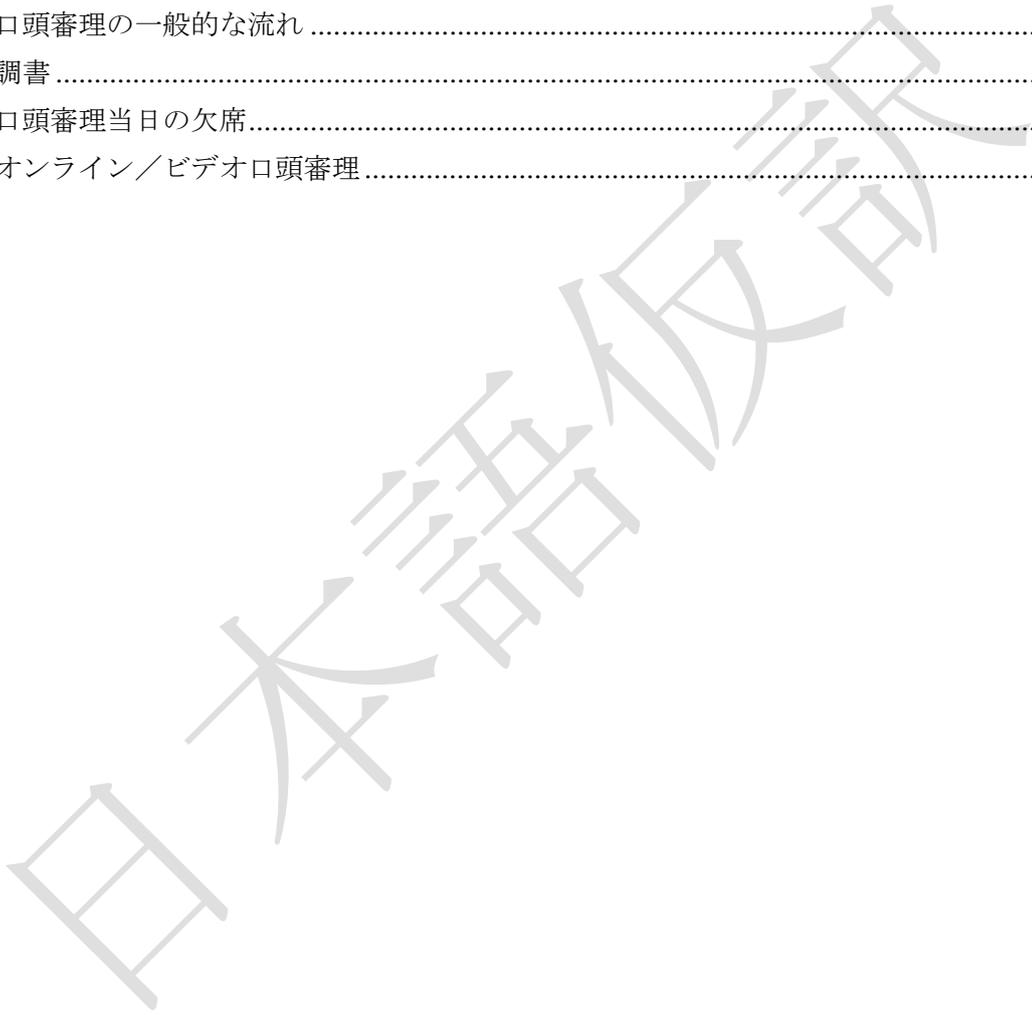
2021年11月公開

日本語仮訳

# 目次

はじめに .....	4
第1章 各国における口頭審理の特徴点と対比 .....	5
1. 口頭審理の一般的な制度について .....	5
2. オンライン口頭審理について .....	5
第2章 各庁の制度や運用についての対比表 .....	7
第3章 各国の口頭審理の概要 .....	19
1. 日本 .....	19
1. 1 口頭審理の目的及び利点 .....	19
1. 2 口頭審理の特徴 .....	19
1. 3 口頭審理の対象となる審判事件 .....	19
1. 4 口頭審理の時期、回数、スタイル .....	19
1. 5 口頭審理の準備から完了までの全体の流れ .....	21
1. 6 期日の調整 .....	21
1. 7 審判廷 .....	22
1. 8 審理事項通知書、口頭審理陳述要領書 .....	22
1. 9 出頭者 .....	23
1. 10 口頭審理の傍聴 .....	23
1. 11 口頭審理の一般的な流れ .....	23
1. 12 調書 .....	24
1. 13 口頭審理の期日に当事者等が出頭しない場合 .....	25
1. 14 オンライン口頭審理 .....	25
2. 中国 .....	29
2. 1 口頭審理の目的及び利点 .....	29
2. 2 口頭審理の特徴 .....	29
2. 3 口頭審理の対象となる事件 .....	29
2. 4 口頭審理の時期、回数 .....	29
2. 5 口頭審理の準備から完了までの全体的な流れ .....	29
2. 6 口頭審理の期日 .....	30
2. 7 審判廷 .....	30
2. 8 出頭者 .....	30
2. 9 口頭審理の傍聴 .....	30
2. 10 口頭審理の一般的な流れ .....	31
2. 11 口頭審理の記録 .....	31
2. 12 当事者が出頭しない場合 .....	32
2. 13 オンライン口頭審理 .....	32
3. 韓国 .....	33
3. 1 審判部の目的及び利点 .....	33

3. 2	口頭審理の特徴.....	33
3. 3	口頭審理の対象となる審判事件.....	33
3. 4	口頭審理の時期、回数、スタイル.....	34
3. 5	口頭審理の準備から終了までの全体的な流れ.....	34
3. 6	口頭審理の期日.....	34
3. 7	審判廷.....	34
3. 8	審理事項通知書、口頭審理陳述要領書.....	35
3. 9	審判廷への出頭者.....	35
3. 10	口頭審理の傍聴.....	35
3. 11	口頭審理の一般的な流れ.....	35
3. 12	調書.....	36
3. 13	口頭審理当日の欠席.....	37
3. 14	オンライン／ビデオ口頭審理.....	37



## はじめに

日本で開催された第1回日中韓審判専門家会合（JEGTA Meeting）において、三庁がJEGTAの枠組みで比較研究を行うことが提案された。これまで、「拒絶査定不服審判手続き」、「特許無効審判の実務」及び「特許紛争解決のための特許権の範囲についての判断を含む行政システム」等をテーマとして、3庁が互いに協力して比較研究が行われてきた。

2020年11月にウェブ会議で開催された第7回日中韓審判専門家会合（JEGTA Meeting）においては、比較研究のテーマとして「口頭審理」が採り上げられた。「口頭審理」は以下の理由から選択された。

企業の経済活動のグローバル化が進む中で、外国企業は、様々な国で無効審判等を利用する必要性が生じている。無効審判等では原則、口頭審理が実施されているところ、新型コロナウイルスの感染拡大で、オンライン口頭審理といったデジタル化を加速することが求められている。

そこで、オンライン口頭審理を含む口頭審理全般について、法律面における単なる制度の比較にとどまらず、各国の運用上の相違にも着目して、様々な特徴点を見出すことを目的とした。

すなわち、この口頭審理の比較研究の目的は、以下のとおりである。

- ・各国の口頭審理の概要を把握すること
- ・各国の口頭審理を比較することで、各国の特徴的な点を見出すこと
- ・特にオンライン口頭審理についても、各国の特徴的な点を比較すること

## 第1章 各国における口頭審理の特徴点と対比

### 1. 口頭審理の一般的な制度について

口頭審理は、審判廷において両当事者が一堂に会し、直接、審判官に対して主張を行うことができるという点で、当事者にとっては極めて重要なプロセスであると考えられる。一方で、審判官にとっても、両当事者がいる中で、証拠や争点に関する尋問を行うことができ、審理を効率的に進めることができるという点で大切なプロセスである。ここでは、主に特許を対象とした口頭審理の一般的な制度について、各国の概要を述べる（中国については特許のみを対象とした口頭審理のみ触れる）。

#### (1) 日本

日本では、無効審判及び取消審判は、原則として口頭審理を行うこととなっている。口頭審理は、特許庁本庁舎(IT 審判廷)や経済産業省別館以外に、当事者等の希望により巡回審判が実施される。巡回審判は当事者等が居住する地域の施設を借りて審判廷とする。

口頭審理における争点を事前に知らせるために、審理事項通知書を合議体から両当事者に送付している。審理事項通知書は、口頭審理の期日調整時に、1回目の送付がされている。これにより、口頭審理の約2月前に両当事者へ争点を伝えることができ、口頭審理に向けて両当事者が準備をする期間を十分に確保することができる。

#### (2) 中国

中国では、特許権の無効手続又は再審査手続について、口頭審理を行うかどうかは合議体が決定でき、また、当事者からの要望があった場合にも口頭審理を行う。口頭審理は、北京のオフィス以外に、当事者の要望に応じて11カ所のオフィスで巡回審判を行うことが可能である。

口頭審理に先立ち、争点を事前に合議体から当事者に伝えることもある。双方の意見が対立しているような場合は、書面において主張したことであっても、通常、口頭で主張する必要がある。

なお、各当事者の参加人数が4人までと制限されている点が特徴の一つである。

#### (3) 韓国

韓国では、口頭審理を行うかどうかは審判長が決定することができる。また、当事者からの申出があった場合に口頭審理が行われることとなっている。部門と審判官を増員した2019年の組織改革は、多くの事件において口頭審理を行うことを可能にすることも目的の一つである。口頭審理はテジョンの各庁舎で行われるところ、専用ビデオ装置とソフトウェアによるビデオ口頭審理はソウル庁舎で実施される。一方で、オンラインリモートヒアリングは出席者が審判廷に出席する必要なしにどこからでもヒアリングが可能となる。

### 2. オンライン口頭審理について

デジタル化等の社会構造の変化や新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、ユーザーの利便性を向上させる観点から、各国でオンライン口頭審理の整備が進められている。ここでは、オンライン口頭審理について、各国の概要を述べる。

#### (1) 日本

日本では、2021年10月よりオンライン口頭審理が開始となった。現時点では以下の点が特徴的であるが、実績を積み重ねつつ運用は随時改善していくことを予定している。

まず、口頭審理の期日を調整する際に、書記官は当事者等にオンライン口頭審理を希望するか確認する。オンライン口頭審理を行うにあたって、両当事者の同意は不要である。一当事者側の、一部の者がオンライン出頭し、残りの者が審判廷に出頭するのも可能である。オンライン口頭審理では、ウェブ会議システム（Microsoft Teams 又は Cisco Webex Meetings）を利用する。また、当事者等の関係者であって、全ての当事者の同意があれば、審判長はオンラインにより口頭審理の配信（審理中の発言はできない）を認めることがある（外国からでも可能である）。

## （２）中国

中国では、オンライン口頭審理を行うには両当事者の同意が必要である。一当事者側の、一部の者がオンライン出頭し、残りの者が審判廷に出頭するのは可能である。オンライン口頭審理では、専用の専門ソフトウェア（遠隔口頭審理アプリ）を利用する。当該専門ソフトウェアは、オンライン口頭審理の安全と信頼性を確保するものである。全ての審判廷でオンライン口頭審理が提供可能である。

当事者はインターネットを介して異なる場所から口頭審理に出頭可能であり、全ての巡回審判廷でインターネットを介して口頭審理に出頭することも可能である。

また、当事者、または、事前に対応するアプリを適用してダウンロードした者は、オンラインにより口頭審理の配信を受けることは可能（外国からでも可能）。

## （３）韓国

韓国では、2021年8月よりオンライン口頭審理が開始となった。オンライン口頭審理を行うには両当事者の同意が必要である。一当事者側の、一部の者がオンライン出頭し、残りの者が審判廷の合議体に対して出頭するのは可能である。オンライン口頭審理では、Web 会議システムが利用可能である。

また、2014年から、KIPOのソウル庁舎とテジョン庁舎との間を接続して、専用のビデオ装置とソフトウェアによるビデオ口頭審理を行うことも可能である。

## 第2章 各庁の制度や運用についての対比表

### (1) 日中韓における口頭審理の一般的な制度の対比

項目	日本	中国	韓国
口頭審理を開催する審判の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無効審判及び取消審判は、原則口頭審理を開催(特 145 条、実 41 条、意 52 条、商 56 条)</li> <li>・ その他の審判、異議申立(商標)、判定は、申立により又は職権で開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許権の無効手続又は再審査手続では、当事者又は再審査手続の申請者は、CNIPA に対して口頭審理を請求し、その請求の理由を説明することができる。請求は書面で行うものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口頭審理は当事者からの請求又は職権により開催(特許法第154条、実用新案法第33条、意匠法第142条、商標法第141条)</li> <li>・ 当事者系事件では、当事者の申立又は当事者が陳述する権利を行使する必要があると考えられる場合に、原則口頭審理を開催される。ただし、審判長が書面審理のみで審決可能であると判断した場合には口頭審理は開催しない。この場合には、審判長は全ての関係者にその旨を通知する(審判事務取扱規程第39条(2))</li> </ul>
口頭審理の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合議体による争点の的確な把握及び技術内容などの正確な把握</li> <li>・ 当事者による十分な主張の担保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合議体による争点の的確な把握及び技術内容の正確な把握</li> <li>・ 当事者による十分な主張の担保</li> <li>・ 反対尋問、尋問及び検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口頭審理では各当事者に十分な主張および反論の機会が与えられる。これにより全ての関連情報を詳細にさらに討議、審理することが可能になり、審判官が早期に争点をより把握するのに役立つ。</li> <li>・ 各当事者が審決をより尊重し容認しやすいようにする。</li> </ul>

項目	日本	中国	韓国
口頭審理の回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一回だけ実施することが一般的</li> <li>・事件の内容によっては、複数回実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一回だけ実施することが一般的</li> <li>・事件の内容によっては、複数回実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一回だけ実施することが一般的</li> <li>・新たな主張又は証拠が提出された場合など、事件の内容によっては、複数回実施</li> </ul>
当事者による請求の必要性	<p>不要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無効審判及び取消審判は、原則として口頭審理で審理される。</li> <li>・全ての当事者の請求により書面審理とすることもできる(審判便覧 33-00.1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合議体は自らの意思で口頭審理の実施を決定することができる。(専利審査指南第4部第4章2)</li> <li>・事者が書面で口頭審理を請求した場合には(請求の理由を説明する必要がある)、合議体は口頭審理の実施を決定しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審判長が必要と認め、職権で口頭審理が実施される場合は、当事者の請求は不要。</li> <li>・当事者が口頭審理を希望する場合には、口頭審理申請書を法律に規定される別個の様式で請求を提出できる(特許法施行規則第65条、実用新案法施行規則第17条、意匠法施行規則第77条、商標法施行規則第65条)</li> </ul>
審判廷の所在地	特許庁本庁舎(IT 審判廷)、経済産業省別館(第1 審判廷、第2 審判廷)の3 か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学城オフィス区第2ビル(KeXueCheng Office Zone) (23か所)</li> <li>・以下の巡回審判廷。 広東省(GuangDong) (2か所)、江蘇省(JiangSu) (2か所)、山東省(Shandong), 四川省(SiChuang)、湖南省(HuNan)、遼寧省(LiaoNing)、河南省(HeNan)、福建省(FuJian)、新疆ウイグル自治区(XinJiang) (各1か所) (巡回審判廷の数は今も増えている)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7か所。本庁舎(Daejeon (テジョン))(4か所)、別館(Daejeon (テジョン))(2か所)、ソウル庁舎(1 か所)。</li> </ul>

項目	日本	中国	韓国
審判廷の設備	<p>IT 審判廷は、下記を備える:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1. 技術説明のため当事者がラップトップと接続できる複数のディスプレイ</li> <li>・ 2. 現物・対象物の検証等が可能な書画カメラ</li> <li>・ 3. マイク</li> </ul> <p>第1及び第2審判廷は、複数のディスプレイの代わりに、プロジェクター及びスクリーンが設置されている。</p>	<p>全ての法廷には下記を備える:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1. 技術説明のため当事者がラップトップと接続できるモニター</li> <li>・ 2. 口頭審理の進行を記録するためのビデオ機器</li> <li>・ 3. 遠隔口頭審理の進行を支援するための通信設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審判廷は、a)合議体、各当事者、審判書記官及び速記者のためのラップトップ、b)プレゼンテーション用のプロジェクター及びスクリーン、c)マイク、d)録音装置、を備える。</li> <li>・ 上記の設備に加え、ビデオ用審判廷は、a)ソウル庁舎とテジョン庁舎に出頭した当事者を写す大型モニター、b)録画装置、c)証拠検証のための書画カメラ、を備える。</li> </ul>
庁舎内にある審判廷以外の場所での開催	可(当事者の希望により巡回審理を実施)	可(全ての支局又は限定されない当事者の場所)	可 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口頭審理は、遠隔地又は交通が不便な地域に住む人の利便性を図るために、双方の当事者の要請により、特許庁の審判廷以外の場所で開催することができる。この場合、IPTAB 長官の許可が必要。</li> </ul>
口頭審理の期日の調整方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許庁から当事者又は代理人に対して、期日調整依頼書を電子メール等で送信(審判便覧 33-01)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CNIPA は、口頭審理通知書により、口頭審理の期日と場所を当事者に通知する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口頭審理の開催が決定すると、IPTAB は、当事者又はその代理人に、口頭審理の期日、時間及び場所を示した口頭審理通知書を送付するか、オンラインでその情報を掲載しなければならない(電子出願システム)。(審判事務取扱規程第40条)</li> </ul>

項目	日本	中国	韓国
期日調整の開始から口頭審理までの平均期間	約2月	通常は、37日以上	約1月以内
口頭審理の期日の通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話・電子メールの簡易な方法による。当事者等は期日請書により返信</li> <li>又は、口頭審理期日呼出状を送達(原則として期日の2週間前まで)(審判便覧33-01)</li> </ul>	通知書により指定(専利審査指南第4部第4章4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者には、口頭審理の期日、時間及び場所を示す通知書が送付される。次に、審判政策課の審判書記官は、期日の1又は2日前に再度電話で参加者リストを確認することがある。</li> </ul>
当事者が出頭しない場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>双方の当事者が出頭しないときは不出頭の事実を記載した調書を作成</li> <li>一方の当事者が出頭しないときは原則口頭審理を開催</li> <li>正当な理由なく出頭しないときは10万円以下の過料(特203条、実63条、意76条、商84条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無効審判の請求人が指定期間内に受領確認書を提出せず、口頭審理に出頭しない場合には、無効審判の請求は取り下げられたものと見なされ、無効審判手続きは終了する。</li> <li>特許権者が口頭審理を欠席すると決めた場合には、審理は欠席のまま実施される可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口頭審理の期日に一方の当事者が出頭しなかった場合には、口頭審理は当該当事者欠席で進行し、不出頭は調書に記録される。</li> <li>双方の当事者が期日に出頭しない場合には、口頭審理は延期され、不出頭が調書に記録される。</li> <li>当事者の不出頭に個別の罰則はない。</li> </ul>
出席人数の制限	平時は特になし(コロナ対策として最大3人を当事者に要請)	4人まで(代理人含む) ・(専利審査指南第4部第4章3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平時は特になし。口頭審理がコロナ禍の影響を受けている現在の状況下では、審判部は各審判廷の収容人数に基づき人数制限をすることができる。</li> </ul>

項目	日本	中国	韓国
口頭審理前の争点整理	あり ・ 審理事項通知書の送付、口頭審理陳述要領書の提出(必要に応じ)	合議体は、口頭審理通知書で、争点も伝えることがある。	あり ・ 口頭審理通知書の送付により、口頭審理陳述要領書の提出期限が当事者に通知される。審理において争点が予想される場合、必要に応じて、審理事項通知書が送付される。
口頭審理中の証拠調べ	口頭審理期日に併せて証拠調べ、証人尋問を行うことが可能(審判便覧 33-05)	証拠調べ及び証人尋問を行うことが可能。証人については、口頭審理前に当事者から証人についての陳述が有る場合にのみ、証人尋問を行う。	・ 口頭審理の期日に、証拠調べ及び証人尋問を行うことが可能。 ・ 証拠調べにおいて、双方の当事者が確認及び同意した事項は調書に記録されなければならない。証人尋問においては、証人尋問の記録が作成される。
口頭審理の公開	公開して行う(公序良俗を害するおそれ、営業秘密が公になるおそれのあるときは除く)(特 145 条第 5 項、実 41 条、意 52 条、商 56 条)	・ 一般の傍聴人が傍聴可能(専利審査指南第 4 部第 4 章 12.) ・ 秘密保持が必要な場合を除き公開して行われる(専利審査指南第 4 部第 4 章 5)	・ 原則公開して行われる(特許法第 154 条、実用新案法第 33 条、意匠法第 142 条、商標法第 141 条) ・ しかし、営業秘密を理由に当事者が口頭審理の非公開を請求する場合又は公序良俗を害するおそれがある場合は公開されない。(審判事務取扱規程第 39 条(2))

項目	日本	中国	韓国
口頭審理の傍聴の許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審判廷内の傍聴席で傍聴</li> <li>・ 平時の傍聴席数は、IT 審判廷 20 席、第 1 審判廷 25 席、第 2 審判廷 10 席(コロナ対策として席数を半分に制限)</li> <li>・ 座席の予約不可</li> <li>・ 口頭審理の期日及び場所は、特許庁庁舎 1階ロビーに掲示及びウェブサイトで掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傍聴可能。傍聴人は発言できない。事前許可なく、写真撮影、録音又は録画することは認められない。</li> <li>・ 必要に応じ、審判部は傍聴人に傍聴のための手続きを求めることがある。</li> <li>・ 審判廷内に傍聴席がある。</li> <li>・ 座席の予約不可。</li> <li>・ 口頭審理の期日及び場所は、新聞(中国知的財産ニュース)に掲載され、ウェブサイトでも案内される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口頭審理は、一般に公開され、一般市民は請求により口頭審理を傍聴できる。ただし公序良俗を害するおそれがある場合には、一般傍聴は認められない。(特許法第154条、実用新案法第33条、意匠法第142条、商標法第141条)</li> <li>・ 口頭審理の期日が決定されると、その日程は IPTAB のウェブサイトに掲載され傍聴希望者はオンラインで申し込むことができる。</li> <li>・ 審判部は、審判廷の収容人数、営業秘密に関連した当事者からの請求、又は現在のコロナ禍を鑑み、一般傍聴を制限することがある。</li> <li>・ 審判部が一般傍聴を許可する場合、審判政策課の職員は電話で傍聴人に許可を伝える。全ての来訪者は、入構するために有効な政府発行のIDを持参する必要がある。口頭審理の予定10分前迄に到着し傍聴席につくことが求められる。</li> </ul>
口頭審理における審判官からの心証開示	事案に応じて部分的に開示される	通常は開示されない	開示されない

項目	日本	中国	韓国
口頭審理における口頭での告知	口頭での(書面であることを要件としない)各種通知等の例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回口頭審理の期日</li> <li>・ 書面審理通知</li> <li>・ 答弁・弁駁の指令</li> <li>・ 無効理由通知</li> <li>・ 訂正拒絶理由通知</li> <li>・ 補正の許否の決定</li> </ul>	口頭での(書面であることを要件としない)通知の例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委任状の提出要請</li> <li>・ 審理終結通知</li> <li>・ 補正の許否の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審判部の審理に対する回答、追加されなければならない新規の主張/意見の期限、又は審理終結の予告は、口頭で通知されることがある。</li> </ul>
書面で主張した内容の再度の主張	不要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書面のみで主張した内容を口頭審理で主張しなくても証拠として採用される(審判便覧 33-00)</li> </ul>	通常は必要である <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不一致がある場合は、口頭による陳述が正式なものとなされる。当事者が、自らの主張は書面での陳述と全く同じであると明確に述べる場合は、繰り返す必要はない。</li> </ul>	不要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書面でなされた陳述は、口頭で陳述されなくとも、有効な証拠として認められる。</li> </ul>
口頭審理中の審判請求の取下げ	可能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相手の承諾があれば審決が確定するまでは取下げ可能(特 155 条、実 39 条の 2、意 52 条、商 56 条)。</li> </ul>	可能(専利審査指南第4部第4章5. 3)	可能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口頭審理中に、請求人が審判手続を取下げの意向を示し、被請求人が取下げに同意する場合は、審判手続の取下げ請求と取下げ同意は、審判廷において提出されなければならない。そのような取下げの理由は口頭審理調書に記録され、取下げ請求は受理される。</li> </ul>

項目	日本	中国	韓国
調書の作成	あり(特147条、実41条、意52条、商56条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審判書記官が作成</li> <li>・ 主張が十分された後、審判長は、当事者に対し、調書(審判便覧33-04)に記載を求める事項を確認する。 (審判便覧33-05)</li> </ul>	あり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書記官又は合議体が作成</li> <li>・ 口頭審理の終了後、重要事項は両当事者による確認がなされるべき(専利審査指南第4部第4章11)</li> </ul>	あり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審判政策課の審判書記官が口頭審理調書を作成し、審判長および調書を作成した書記官は調書に署名および押印しなければならない。(特許法第154条、実用新案法第33条、意匠法第142条、商標法第141条)</li> </ul>
調書の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 形式的事項(審判番号、審判官、審判書記官並びに出頭した当事者等の氏名、審理の日時及び場所等)</li> <li>・ 実質的事項(当事者、代理人及び参加人の陳述の要領、審判長が記載を命じた事項及び当事者又は参加人の請求により記載を許した事項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 形式的事項(審判番号、合議体、審判書記官、口頭審理に出頭した当事者の氏名、口頭審理の期日及び時間等)</li> <li>・ 実質的事項            ((1)口頭審理で放棄された請求項、無効の請求の範囲、および無効の請求の理由又は証拠、(2)口頭審理において当事者双方が認めた重要事実、(3)出願が特許法、施行規則および基準の関連する規定に適合しないことの具体的な事実、根拠及び証拠であって、合議体が口頭審理で再審査の請求人に通知したもの、再審査の請求人の提出物の主要な内容、(4)その他の書き留める必要のある重要事項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事件情報、口頭審理の期日、時間及び場所、公開／非公開、審判官の氏名、口頭審理に出頭した当事者及び代理人の氏名、証人の宣誓、当事者、鑑定人(専門家証人)の陳述、鑑定報告書／結果、審判長が記録を命じた事項又は当事者の請求により記録が許された事項等</li> </ul>

(2) 日中韓におけるオンライン口頭審理の比較

項目	日本	中国	韓国
オンライン口頭審理	利用可	利用可	利用可
要件(遠隔地、両当事者の同意等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権により、審判長の判断に基づき実施することが可</li> <li>・ 所在地が国内所在地であれば、遠隔又は交通不便の地でも可</li> <li>・ 両当事者等の同意は不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソフトウェア、ハードウェアおよび通信システムは要件を満たす必要がある</li> <li>・ 両当事者の同意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当事者が次の何れかに該当する場合: 障害者、65歳以上の者、移動/旅行が実質的に困難な者</li> <li>・ どちらかの当事者側の当事者、代理人(弁理士)、発明者、証人を含め出席者が10人を超える場合</li> <li>・ 証拠が大き過ぎる又は重過ぎることにより、移動の困難性が正当と認められる場合</li> <li>・ 事件が早期審理の場合</li> <li>・ 商標及び/又は意匠の当事者系審判事件で、口頭審理中に提出すべき追加の証拠がない場合</li> <li>・ 審判長が必要と認めたその他の事件(審判事務取扱規程第39条(4))</li> </ul>

項目	日本	中国	韓国
当事者の場所（特許庁の支部のみ、代理人事務所、どこでも可等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内所在地であれば制限なし</li> <li>・ 通話先の場所が相当でないとき認めるときは(通話先の場所において騒音がある、第三者の出入りがある等により、円滑な審理進行を妨げるおそれがある場合)、審判長に変更を命じられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制限なし</li> <li>・ 遠隔口頭審理のためのソフトウェア及びハードウェアを使用できる静かな環境</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (ビデオ口頭審理)当事者はソウル庁舎又はテジョン庁舎のビデオ用審判廷に出頭することができる。</li> <li>・ (オンライン口頭審理)制限はないが、国内の場所である必要がある。</li> </ul>
本人確認の方法（当事者の場所に特許庁職員等が同席、事前の登録等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (a)身分証明書(可能であれば写真付き)をパソコン等のカメラに映す</li> <li>・ (b)弁理士・弁護士については、身分証明書に代えて、身につけた弁理士記章・弁護士記章をカメラに映すことも可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IDカードによる確認</li> <li>・ SMSによる確認</li> <li>・ 顔写真による確認</li> <li>・ オンライン署名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (ビデオ口頭審理)IDカードによる確認</li> <li>・ (オンライン口頭審理)参加者本人確認の供述(氏名、生年月日)の記録</li> </ul>
通信手段、システムの指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウェブ会議システム(Microsoft Teams, Cisco Webex Meetings)</li> <li>・ 通信設備が相当でないとき認めるときは(映像及び音声を送受信して円滑に審理進行するのに通信設備が十分な性能や機能を有しない場合)、審判長に変更を命じられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話、タブレット及びコンピュータ</li> <li>・ 安定したネットワーク</li> <li>・ 遠隔審判アプリ(リンクはSMSにある)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (ビデオ口頭審理)当事者は必要な全ての設備を備えたビデオ審判廷に出頭する。</li> <li>・ (オンライン口頭審理)IT 機器(携帯電話、タブレット及びコンピュータなど)と、インターネットの安定性</li> </ul>

項目	日本	中国	韓国
傍聴人の参加方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記「口頭審理の傍聴の許可」にもあり、審判廷内の傍聴席で傍聴</li> <li>・ 当事者等の関係者に限定し、全ての当事者等の同意があれば、審判長はオンライン配信を認めることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記「口頭審理の傍聴の許可」にもあり、審判廷内で傍聴可能</li> <li>・ オンライン配信は合議体の承認でなされる。合議体による傍聴人のアカウント情報を追加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (ビデオ口頭審理)口頭審理と同様 (一般の者が傍聴を希望し、審判部が承認する場合には、傍聴人は口頭審理当日に入構のため政府発行 ID を携えテジョン庁舎又はソウル庁舎の審判廷に出頭することになる。)</li> <li>・ (オンライン口頭審理)秩序を保つために許可されない。</li> </ul>
証拠調べ手続き(証人尋問、書証、検証等)のオンライン化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証人尋問は、原則として証人が審判廷や巡回審判に出頭して行うが、審判長の判断により、オンラインで実施することもある (特 § 151 において準用する特 § 145 条 ⑥⑦及び民訴 § 204)</li> <li>・ 証拠の原本や現物を確認することを合議体が必要とする場合又は当事者等が希望する場合には、審判廷への出頭が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合議体に書類が送付されることにより、当事者は書類の真正性を確認することができる。</li> <li>・ 証言は、オンラインで確認することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口頭審理と同様(証人尋問、検証物等)</li> <li>・ ただし、証拠がビデオ用審判廷に提出され、詳細確認のため拡大表示が必要な場合には、書画カメラが用いられる。</li> </ul>
オンライン手続きのためのガイドライン等の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「口頭審理実務ガイドライン」内に記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遠隔口頭審理アプリに存在</li> <li>・ ユーザ操作マニュアル中に存在</li> <li>・ 関連 SMS 中に存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いずれの口頭審理であっても手続きは変わらないので、オンライン口頭審理やビデオ口頭審理用の別個のガイドラインは存在しない。</li> </ul>

項目	日本	中国	韓国
その他参考情報	.	.	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルスの影響により審判廷での口頭審理を開催できない事件においては、書面審理の欠点を補うために、オンライン面接及び電話審理が活用される。</li> <li>・ これは技術説明セッションと同様で、口頭審理のような検証可能性(verifiability)はないが、審判官は当事者を口頭で審尋し、回答を得て、争点を整理することができる。面接における陳述は報告書(report)に記録されなければならない。</li> </ul>

## 第3章 各国の口頭審理の概要

### 1. 日本

#### 1. 1 口頭審理の目的及び利点

口頭審理は、書面では、十分に言い尽くせない当事者、参加人、代理人等(以下、「当事者等」という。)の主張を、審判長の審尋によって引き出すことにより、合議体が争点を正確に把握し、当事者等の説明を受けることで、技術内容の正確な把握、及び／又は対象となる特許、意匠、商標分野における技術水準、取引実態等を理解し、審決に必要な資料を獲得することを目的としている。当事者等は、書面では十分にし尽くせなかつた主張を口頭ですることができ、結果として、書面審理よりも早く審理できるという利点がある。さらに、積極的な審理指揮が行われることにより、当事者等は必要な争点についてのみ主張すればよいので、争点以外についての主張立証を省略できるという利点もある。

#### 1. 2 口頭審理の特徴

特許庁における審理は口頭でも書面でも行うことができるので、書面で提出されたものは、口頭審理の期日に陳述しなくても、全て審理資料とすることができる。民事訴訟における口頭弁論とは異なり、書面で提出されたものを審判官の前であらためて口頭で陳述することが法律的に意義をもつものではない。また、特許庁の審判は、民事訴訟と異なり、職権主義に基づく審理ができることから、口頭審理において積極的な審理指揮が可能であり、当事者等が直接主張していない視点からの審尋が行われることもある。

#### 1. 3 口頭審理の対象となる審判事件

無効審判(特許、実用新案、意匠、商標)、延長登録無効審判(特許)、及び取消審判(商標)は、以下の類型に該当するときであつて口頭審理を行う必要がないと判断される事件を除き、原則口頭審理を行う(特 § 145、実 § 41、意 § 52、商 § 56)。当事者等が口頭審理を申し立てる必要はない。口頭審理を行わず書面審理とするときは、書面審理通知を行う。

- (1) 当事者等の全てが、書面審理を申し立てている場合
- (2) 当事者等が争わないことが明らかな場合
- (3) 審判請求が不適法であり却下される場合
- (4) 取消審判事件(商標)で当事者等の主張・立証により登録維持が明らかである場合

その他の審判、商標登録異議申立て(商標)、判定(特許、実用新案、意匠、商標)は、書面審理によるが、当事者等の申立てにより又は職権で、口頭審理を行うことができる。特許異議申立て(特許)は、書面審理による。

以下、1. 4～1. 14では、無効審判(特許)の口頭審理を代表例として説明する。

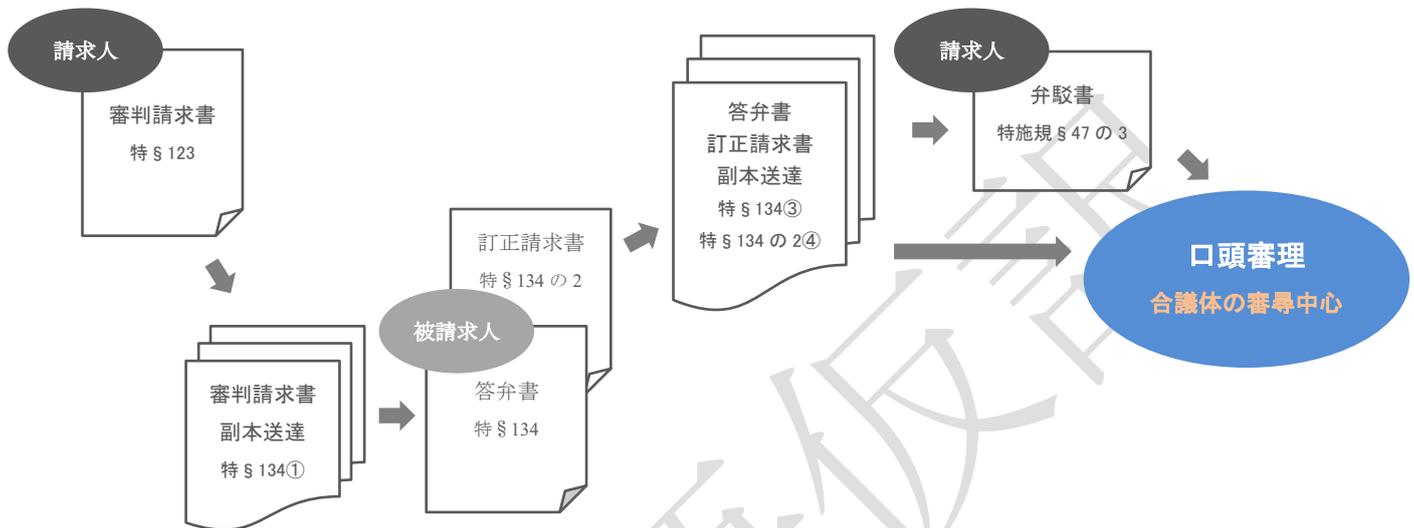
#### 1. 4 口頭審理の時期、回数、スタイル

口頭審理は、両当事者等の主張・立証がそろつた段階で、一回だけ行うことが一般的だが、事件の内容によっては、手続の早い段階から口頭審理を行うこともあり、複数回行うこともある。

口頭審理のスタイルは、口頭審理を行う時点での審理の進み具合に応じて異なる。通常、両当事者等の主張・立証が

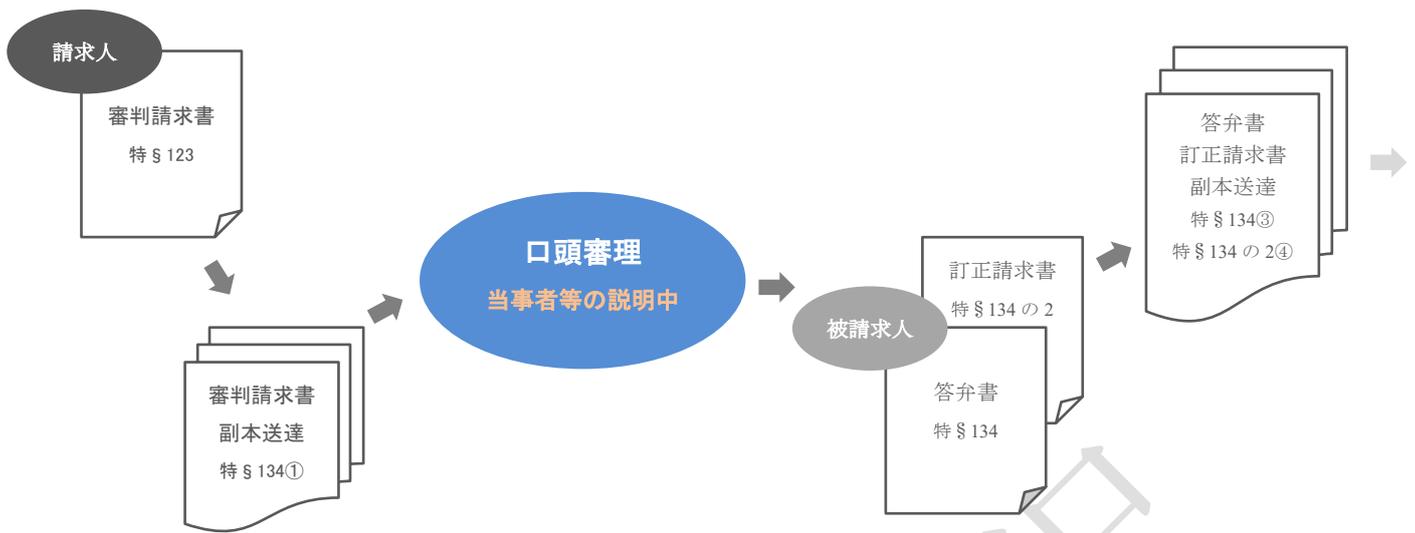
そろった段階で行うときは、争点の整理を目的に、合議体からの審尋(特施規 § 52 の 2)を中心とした以下のような内容となる。

- (1) 両当事者等の争点の整理(本件発明の解釈、引用発明の解釈、一致点・相違点の確認)
- (2) 当事者等の主張の疑問点・不明瞭な点の確認
- (3) 必要でない主張の撤回の勧告



他方、手続の早い段階で行うときは、以下のような事件において、当事者等の主張・立証の理解を目的に、当事者等の説明を中心とした内容となる。

- (1) 本件の技術内容が複雑高度であり、内容理解に時間がかかるとき
- (2) 主張の前提となる背景技術・理論などが複雑で分かりにくいとき
- (3) 当事者等の主張が不明瞭であったり、相互に矛盾するとき
- (4) 提出された証拠が多く、その内容の整理・理解に時間がかかるとき
- (5) 提出された証拠の立証趣旨が明瞭でないとき
- (6) 証人尋問、検証を伴うとき

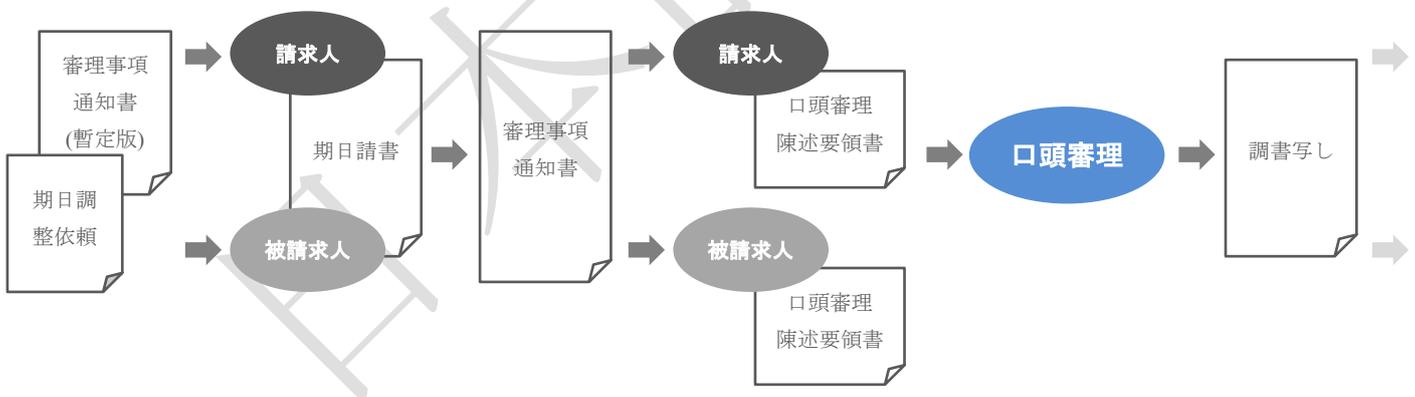


### 1. 5 口頭審理の準備から完了までの全体の流れ

口頭審理を行う場合、まず、期日の調整が行われる。次に、審理事項通知書が両当事者等に送付され、期日に先立ち、両当事者等は口頭審理陳述要領書を提出する。

口頭審理では、合議体の審尋及び両当事者等の陳述が行われ、場合により審判長が各種の告知を行う。

口頭審理の要旨を記録した調書を審判書記官が作成し、当事者等による調書記載事項の確認は口頭審理の場で行う。また、後日、その写しを両当事者等に送付する。



### 1. 6 期日の調整

口頭審理の期日の調整は、以下の手順に従い、審判書記官が行う。期日の調整が不調なときは、審判長の職権により期日を指定することができる(特§151→民訴93①)。期日の調整の開始から口頭審理までの平均期間は、約2月である。

#### (1) 簡易な呼出し

当事者等は、審判書記官から、電話又は電子メール等で口頭審理期日の調整を依頼される。通常、期日調整の依頼書と合わせて口頭審理で審理する予定事項を記載した審理事項通知書の暫定版を当事者等に電子メール等で送付す

る。期日が決まった際、当事者等は、出頭の担保として期日請書を審判書記官に提出する。

## (2) 口頭審理期日呼出状の送達

原則は簡易な呼出しとするが、(a)当事者等に予め連絡が取れないとき、(b)当事者等が呼出状を求めたときは、口頭審理期日呼出状を原則として口頭審理期日の2週間前までに送達する。

## (3) 公示送達

口頭審理期日呼出状の送達が不能であるときは、官報及び特許公報に掲載し、特許庁の掲示板に掲示することで公示送達する。公示送達は、官報に掲載した日から20日を経過することで効力を発生する(特§191)。

## 1. 7 審判廷

開廷場所は、IT審判廷(特許庁庁舎)、第1審判廷及び第2審判廷(経済産業省別館)のいずれかを使用する。ただし、公開性を担保できれば、会議室又は面接室も使用可能。

IT審判廷では、当事者等が持参したパソコンを複数ディスプレイに接続して、スライド、動画及び音声等による技術説明、ソフトウェア関連発明のプログラムを実行しながらの技術説明が可能であり、書画カメラを使用した実施品、設計図等の説明も可能。また、証人尋問中、証人が文字や図形等を書きながら説明する場合に、書画カメラで文字や図形等を映し出すこと、書証の原本を証人に示して尋問する場合に、原本を書画カメラで映し出すことが可能。さらに、書画カメラを用いた現物、対象物の検証も可能。第1審判廷及び第2審判廷では、複数のディスプレイの代わりに、プロジェクター及びスクリーンが設置されている。

当事者等双方が同じ地域に所在する場合、当事者等の希望により当該地域での口頭審理(巡回審判)の開催を検討する。巡回審判では、当事者等が居住する地域の施設を借りて審判廷とし、合議体及び審判書記官が出張して、口頭審理(及び証拠調べ)を行う。

## 1. 8 審理事項通知書、口頭審理陳述要領書

審理事項通知書は、審尋(特§134④)の一形態であり、合議体が口頭審理の期日に予定している審理事項を期日前に両当事者等に伝え、それを踏まえた口頭審理陳述要領書の作成等の準備を促すことにより、口頭審理を円滑に行い、審決に必要な資料を収集するためのものである。通常、期日の調整の際に電子メール等で両当事者等に暫定版を送付し、調整後に決定された期日を記載して両当事者等に郵送する。

審理事項通知書には、以下の(1)～(3)の事項を中心に、事案に応じて合議体の判断で記載する。

- (1) 本件発明、引用発明、両者の一致点・相違点等の事実認定に関する合議体の暫定的な見解や、記載不備等の無効理由についての合議体の暫定的な見解
- (2) 争点・論点の指摘及び主張・立証の要請、提出された書面の不明瞭な点の指摘及び釈明、主張撤回の勧告
- (3) 本件特許発明及びその背景等の技術説明の要請

口頭審理陳述要領書(特施規§51)は、口頭審理の期日に主張すべき内容を記載した書類であり、通常、期日の1～2

週間前までに提出することが両当事者等に求められる。両当事者等は、審理事項通知書で示された合議体の暫定的な見解・指摘・要請等について、口頭審理陳述要領書により主張・立証・説明等を行う。

口頭審理陳述要領書は、事実関係が複雑多岐にわたるときでも、当事者等の陳述とその聴取を脱落なく確実にを行い、さらに、陳述における精緻な論理構成を可能とし、口頭審理を効率よく行うことを目的としたものであり、提出は必ずしも義務ではない。ただし、既に提出された書類が適切、明確に記載されていない場合等であって、口頭審理陳述要領書の提出が必要と審判長が判断したときには、その提出を命ずることがある。

## 1. 9 出頭者

口頭審理の出頭者は、(a) 審判審理手続等についての知識を有し、(b) 当該特許に係る発明についての技術的知識を有し、(c) 当該特許の審理に対し、当事者等の意思を的確に表示できる能力と権限を有する者であることが求められる。そのため、出頭者としては、以下の者が望ましい。

- (1) 当事者及び参加人(法人の場合は、その代表者)
- (2) 代理人(既に特許庁に対し代理人としての手続きをした委任による弁理士又は弁護士等)
- (3) 委任状を持参した弁理士又は弁護士
- (4) 通訳人

例えば、専門性の高い技術事項を説明する場合など、やむを得ない事情があるときは、審判長の裁量により、委任状を持参した発明者等の当事者等の従業者等も出頭者として許容される。

審判書記官は、口頭審理の期日の約 1 週間前までに、出頭者の人数・氏名・当事者等との関係等の確認を行う。出頭者となり得ない者は、傍聴人として扱う。

## 1. 10 口頭審理の傍聴

審判の公正を担保するため、口頭審理は原則公開して行う(特 § 145⑤)。ただし、公序良俗を害するおそれのあるときは非公開で行う。例えば、口頭審理における審理の内容に営業秘密が含まれることを理由として非公開としたい旨の申出が当事者等から行われることがあり、非公開とするか否かは、個々の事件について合議体が判断する。

口頭審理の期日及び場所などの情報(非公開の場合、その旨の表示を含む)は公示され、一般の傍聴希望者は、審判廷内の傍聴席で公開の口頭審理を傍聴することができる。審判書記官は、1 カ月分の開廷予定表を特許庁本館 1 階ロビーに掲示し、特許庁ウェブサイトにも掲載する。また、期日当日の朝、各審判廷前の掲示板に当日の開廷事件を表示する。

各審判廷の傍聴席の座席数の制限から、満席となった場合には、傍聴を断ることがある。座席の予約は受け付けていない。

## 1. 11 口頭審理の一般的な流れ

口頭審理は、審判長の指揮の下、一般的に以下の流れで行われる。ここでは、両当事者等の主張・立証がそろった段

階で行う口頭審理を想定して説明する。

- 口頭審理の開始を告げる。
- 出頭者を確認する。
- 期日までに提出された書類及び証拠を確認する。
- 両当事者等の主張を確認し、陳述を求め、争点を整理する。
- 要すれば、不明瞭な陳述(記載)の釈明を求める。
- 要すれば、陳述内容を後日書面で提出するよう指示する。(当事者等の陳述内容が長文にわたるもので、その内容が複雑であるか、又は不明瞭となるときは、審判長は、後日書面で提出するように指示することがある。)
- 要すれば、必要でない主張の撤回を促す。なお、審判請求を取下げの場合は(特 § 155)、相手の同意を得る必要がある(特施規 § 50 の 2)。
- 要すれば、合議体の暫定的な心証を開示し、釈明を求める。
- 要すれば、書面を要件としない各種通知等(答弁・弁駁の指令(特施規 § 47 の 2、§ 47 の 3)、無効理由通知(特 § 153)、訂正拒絶理由通知(特 § 134 の 2⑤)、補正の許否の決定(特 § 131 の 2)等)を告知する。
- 調書作成のために陳述内容などをとりまとめ、確認のために復唱する。
- 要すれば、次の口頭審理の期日を調整し、告知する(期日の告知(特 § 145④→民訴 94))。
- 以後書面審理によるときは、その旨を告知する(書面審理通知)。
- 口頭審理の終了を告げる。

当事者等の申立て又は職権により証人尋問、検証等の証拠調べを行う場合は(特 § 150)、口頭審理と同期日に行うことが多い。その場合、一般的には、まず口頭審理を開始し、証拠調べによって立証しようとするものを整理してから、口頭審理を一旦中断して証拠調べを行い、その後、口頭審理を再開する流れとなる。

2名の陪席審判官は、口頭審理を円滑に行えるよう、審判長を補佐する。審判書記官は、当事者等・傍聴人に撮影禁止などの注意事項を説明するとともに、口頭審理の内容をまとめた口頭審理調書を作成する。

## 1. 12 調書

口頭審理調書は、口頭審理の経過・内容を公証するために審判書記官が期日ごとに作成する公文書であり(特 § 147 ①)、法定記載事項(特施規 § 55①)として、以下の形式的事項と実質的事項を簡潔に記載する。

<形式的事項>

- (1) 審判の番号
- (2) 審判官及び審判書記官の氏名
- (3) 出頭した当事者、代理人、参加人及び通訳人の氏名
- (4) 審理の日時及び場所
- (5) 審理を公開したこと又は公開しなかったときはその旨及びその理由

<実質的事項>

- (1) 当事者、代理人及び参加人の陳述の要領

- (2) 審判長が記載を命じた事項及び当事者又は参加人の請求により記載を許した事項
- (3) その他の必要な事項

実質的事項としては、例えば、(a) 当事者等の新たな主張、明瞭でない主張の釈明又は主張の撤回、(b) 審判長が告知した事項(次回の口頭審理の期日、各種通知等)、(c) 審判長が当事者等に書面の提出を指示した事項、が挙げられる。

書面に記載されていない事項は、調書に記載されることで、陳述、告知等を行った証明が行われる。口頭審理において記録すべき事項については、審判長は、当事者等の確認のためにそれを復唱し、審判書記官に対して調書をとるように指示する。調書が作成された後は、その記載内容を変更することはできない。

また、調書には、書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他審判官が適当と認めるものを引用し、審判の記録に添付して調書の一部とすることができる(特施規 § 56)。なお、審判官は、口頭審理(証拠調べを含む)における陳述の全部又は一部を録音させることができるが(特施規 § 53)、当事者等が録音しようとするときは、審判長の許可を受けなければならない(特施規 § 54)。

証人尋問、当事者等尋問、鑑定、検証の証拠調べを行った場合は、審判書記官が期日ごとに証拠調べ調書(証人調書、本人調書、鑑定人調書、検証調書)を作成する。この際、審判書記官は、審判長の許可を得て、証人等の陳述を録音テープ等に記録し、調書の記載に代えることができる(特施規 § 57 の 6)。

調書作成後、電子メール等で両当事者等に写しを送付する。(録音テープ等を引用した調書、証拠調べ調書は除く。)

### 1. 13 口頭審理の期日に当事者等が出頭しない場合

口頭審理を含め、特許庁から呼出しを受けた者が、正当な理由がなく期日に出頭しないときは、10 万円以下の過料に処せられる(特 § 203)。正当な理由には、例えば、(a) 出頭できない程度の重い病気であるとき、(b) 交通機関の災害による途絶、故障等で出頭できないとき、が該当する。

口頭審理の期日に当事者等の双方が出頭しない場合は、不出頭的事实を記載した口頭審理調書を作成する。当事者等の一方が出頭した場合は、原則として口頭審理を行う。

### 1. 14 オンライン口頭審理

当事者等は、審判長の判断により、「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法」(以下「オンライン」という。)によって、審判廷に出頭することなく口頭審理の期日における手続を行うこと(以下、「オンライン出頭」という。)ができる(特 § 145⑥)。日本では、2021年10月よりオンライン口頭審理が開始となった。現時点では以下の点が特徴であるが、実績を積み重ねつつ運用は随時改善していくことを予定している。

## 【ウェブ会議システムを利用した口頭審理のイメージ】



### (1) 要件

オンライン出頭を希望する当事者等については、原則オンライン出頭することが認められるが、オンライン出頭を認めるか否かは、最終的には審判長が判断する（特§145⑥）。また、審判長が、感染症対策のために必要と認めた場合や、その他必要と認めた場合には、職権でオンラインによる口頭審理とすることがある。

審判長は、当事者等の国内所在地が遠隔又は交通不便の地にあるか否かに関わらず、オンライン出頭を認めることができる。

営業秘密等を含む場合など、口頭審理を非公開で行う場合においては、オンラインでの口頭審理への出頭を認めるか否かについては、両当事者等の意見等も踏まえ、審判長が判断する。

### (2) 出頭者

出頭者の要件は、従前の対面型の口頭審理と同様である。

### (3) 出頭態様

オンライン出頭が認められる態様は、例えば以下のとおりである。

- ① 全当事者等がオンライン出頭
- ② 一当事者等側のみがオンライン出頭

#### 【オンライン出頭する場合】

- a 一当事者等側の複数の者がそれぞれ異なる複数の場所（代理人事務所、企業内会議室、自宅等）からオンライン出頭
- b 一当事者等側の、一部の者がオンライン出頭し、残りの者は審判廷に出頭

なお、証拠の原本や現物を確認することを合議体が必要とする場合又は当事者等が希望する場合には、審判廷への出頭が必要となる。この場合、審判長は、当事者等のうちの一部の者のみが現実に審判廷に出頭し、残りの者がオンライン出頭することを認めることができる。

#### (4) 通信手段

オンラインによる口頭審理は、ウェブ会議システム（Microsoft Teams 又は Cisco Webex Meetings 等）を用いて実施する。オンライン出頭する場合には、当事者等側でウェブ会議システムに対応可能な通信設備が必要となる。

ウェブ会議システムの機能を用いたオンライン出頭者の背景映像の変更（背景をぼやかす等）をすることはできない。また、映像のみ又は音声のみの出頭は認められない。

なお、オンライン出頭者は、ウェブ会議システムの機能を用いて、ウェブ会議上で資料を投影することは可能。

#### (5) 接続場所

通信設備又は通話先の場所が相当でないと認められる例として、①映像及び音声を送受信して円滑に審理進行するのに通信設備が十分な性能や機能を有しない場合、②通話先の場所において騒音がある、第三者の出入りがある等により、円滑な審理進行を妨げるおそれがある場合が挙げられる。

合議体は、審判廷にて、オンラインによる口頭審理に参加する。オンラインによる口頭審理では、開廷場所として、IT 審判廷(特許庁庁舎)が指定される。

#### (6) 申立て・事前調整

審判書記官は、当事者に口頭審理の期日の調整を依頼する際に、オンラインによる口頭審理への出頭の希望について確認する。

当事者は、オンライン出頭を希望する者がいる場合には、事前の通信設備及び通話先の場所等の確認のための日程、及びオンライン出頭を希望する者の氏名等を、審判書記官に提出する。

#### (7) 通信設備及び通話先の場所等の事前確認（特 § 145⑥に規定される省令要件の確認等）

口頭審理の期日の1～3週間程度前に、オンライン出頭者の通信設備及び通話先の場所等の事前確認（以下「事前確認」という。）が行われる（特施規 § 51 の 2①）。事前確認の日程は、審判書記官からオンライン出頭を希望する者に対して日程の調整が依頼され、その上で決定される。

事前確認には、審判長、審判書記官等と、オンライン出頭者本人が参加する。オンライン配信を希望する者については、事前確認は実施しない。

オンライン出頭者は、口頭審理の期日に実際に用いる予定の通信設備及び通話先の場所で、事前確認に参加する。

事前確認では、原則として事件内容に関する検討は行わない。

審判長は、オンライン出頭者の通信設備、通話先の場所、その他口頭審理の期日における手続の円滑な進行のために必要な事項を確認し、通信設備又は通話先の場所が相当でないと認めるときは、オンライン出頭者に対して、その変更を命じる。

審判長、審判書記官等は、口頭審理の期日に通信障害等が生じた場合に備え、オンライン出頭者側の予備の通信手段（パソコン等）を取り決める。

省令要件の確認結果を踏まえ、口頭審理期日における審判廷への出頭者及びオンライン出頭者の最終確認を行う。最終確認後に、オンライン出頭を審判廷への出頭に変更したり、審判廷への出頭をオンライン出頭に変更したりすることは、原則として認められない。

#### (8) オンライン出頭者の本人等確認

オンライン出頭者又はオンライン配信（特施規 § 54）が認められた者については、口頭審理の開廷前にオンライン上で本人等確認を行う。

本人確認は、身分証明書（可能であれば写真付き）をパソコン等のカメラに映すことにより、実施される。弁理士・弁護士については、身分証に代えて、身につけた弁理士記章・弁護士記章をカメラに映すことも可能である。

#### (9) 傍聴・配信

オンライン出頭者がいる口頭審理についても、審判廷での傍聴が可能である。オンライン出頭者の映像及び音声は、審判廷内に設置されたスクリーン等で確認できる。

また、一方当事者等が、当該当事者等の関係者（例えば、当事者（法人）の従業者、当事者（法人）の関連会社の従業者、当事者（外国法人）の日本法人における従業者等）に限定しての口頭審理のオンライン配信を希望した場合には、全ての当事者等の同意を条件として、審判長は、当該関係者に対するオンライン配信を認めることがある。

なお、在外者は、当事者等の関係者としてオンライン配信に参加することは可能であるが、特許法 8 条の規定により、オンライン出頭することは認められない。

#### (10) オンラインによる証人尋問

証人尋問は、原則として証人が審判廷に出頭して行うか、巡回審判に出頭して行うこととされるが、審判長の判断により、オンラインで実施することもある（特 § 151 において準用する特 § 145 条⑥⑦及び民訴 § 204）。

#### (11) 通信障害等への対応

オンライン口頭審理において、通信障害等により映像又は音声の送受信に支障が生じた場合でも、例えば、以下の場合には、審判長は両当事者等の意見を聴いて、口頭審理を続行することがある。なお、通信障害等が生じた際の対応内容は、口頭審理調書に記録される。

- ① 一当事者等のうち代理人が審判廷に出頭し、残りの者がオンライン出頭している場合において、通信障害等が発生したが、審判廷に出頭している代理人により手続の続行が可能なとき
- ② 一当事者等が複数の場所からオンライン出頭している場合において、そのうちの一部の場所との関係で通信障害等が発生したが、他の場所からオンライン出頭している代理人により手続の続行が可能なとき

通信障害等で口頭審理の続行が困難になった場合は、審判長は、その旨及びそれまでの審理の内容を口頭審理調書に記録して、口頭審理を終了する。調書作成後、両当事者等に調書の写しが電子メール等で送付される。

口頭審理を終了した場合、審判長は、通信障害等の解消の見込みや両当事者等の意見等を考慮して、オンラインによる口頭審理の期日を再設定するか、オンラインによらない口頭審理の期日を再設定するかを判断する。口頭審理を終了するまでに両当事者等の主張立証が尽くされており、両当事者等の意見等も踏まえ、口頭審理の期日を再設定する必要がないと審判長が認めたときは、以後の審理が書面審理で行われる場合もある。

## 2. 中国

### 2. 1 口頭審判の目的及び利点

口頭審理の目的は、事実を確認し、当事者が合議体の前で主張する機会を提供することにある。口頭審理の利点の一つは、合議体が両当事者の発言と説明を通じて、係争の焦点を正確に理解し、技術的解決策と技術的状况をよりよく理解できることである。また、当事者は、合議体が技術的解決策を理解し、適切な判断を下すのに役立つ関連証拠を提示することができる。当事者は書面では十分に言い尽くせない見解を口頭で述べるため、合議体は口頭審理において当事者を積極的に導くこともでき、当事者は係争の重要な問題に関連する議論のみに集中し、無関係な意見や証拠の提出を避けることができる。従って、書面審理と比較して、口頭審理には、処理が迅速であるという利点と、より効率的な審理ができるという利点がある。

### 2. 2 口頭審理の特徴

特許無効宣告手続の審理は、口頭や書面で実施されるが、ほとんどの特許無効宣告事件では口頭審理を必要とする。無効宣告手続では、口頭審理の前日または当日に当事者によって提出された書面の意見や証拠が、制限時間内に収まり、かつ、明示的に放棄されていない限り、全て審理範囲に含まれる。合議体は、当事者が要求した範囲や、主張及び証拠に制限されることなく、職権で審理を行うことができる。ただし、職権審理の内容については、口頭審理の中で、合議体が審理を行い両当事者は意見を述べることもできる。

### 2. 3 口頭審理の対象となる事件

合議体は、当事者の要求又は事件の必要性に応じて、無効宣告請求を口頭により審理することを決定することができる。無効宣告手続の当事者は、次のいずれかの理由に基づいて口頭審理を請求することができる。

- (1) 当事者の一方が、相手方との対面による証拠の反対尋問や弁論を要求していること。
- (2) 合議体に事実を説明する必要があること。
- (3) 実物によるデモンストレーションを行う必要があること。
- (4) 証言を行った証人を出席証言させる必要があること。

口頭審理が行われていない無効宣告請求事件について、合議体が当事者から上記の理由の一つに基づいて書面による口頭審理の請求を受けた場合、合議体は口頭審理を実施することを決定するものとする。

### 2. 4 口頭審理の時期、回数

一般的に、合議体は、両当事者による主張と証拠の提出後に口頭審理の期日を決定し、両当事者に口頭審理通知書を発行する。

合議体は、当事者からの請求や事件の必要性に応じて、無効宣告請求を口頭で審理することを決定することができる。一般的に、ほとんどの事件では、一度のみ口頭審理が行われる。しかし、事件の状況によっては、必要に応じて複数回の口頭審理が実施され得る。

### 2. 5 口頭審理の準備から完了までの全体的な流れ

口頭審理の準備は、まず期日を決定することから始まる。次に、合議体は、口頭審理が行われる期日、場所、その他口頭審理で取り扱われる事項を通知するために当事者へ口頭審理通知書を発行する。当事者は、口頭審理通知書を

受理した日から7日以内に中国国家知識産権局(CNIPA)へ受領書を提出しなければならない。

口頭審理では、合議体からの審尋と両当事者の主張が行われる。口頭審理では、合議体は必要に応じて合議のために休廷することができる。口頭審理が終結すると、議長(chairman)は口頭審理の結論を公表するが、それは審決であっても、その他の結論であってもよい。

書記官は、口頭審理の重要事項を口頭審理記録に記載し、その写しを両当事者に送付して確認と署名を求める。

## 2. 6 口頭審理の期日

合議体は、事件の必要性に従い口頭審理の期日を決定し、両当事者に口頭審理が行われる期日、場所、その他口頭審理で取り扱われる事項を通知する口頭審理通知書を発行する。口頭審理通知書の発行から口頭審理の当日までに想定される平均的な期間は、少なくとも37日である。

通常、一旦確定した口頭審理の期日と場所は変更されない。特別な事情で期日や場所を変更する必要がある場合、両当事者の同意、または審判部長もしくは審判副部長の承認を得なければならない。当事者は、通知を受領した日から7日以内に、CNIPAへ受領書を提出しなければならない。

## 2. 7 審判廷

口頭審理は、CNIPAの専利復審・無効審理部にある23の審判廷のいずれか、または全国にある巡回審判廷のいずれかで実施される。

23の審判廷では、当事者のパソコンを投影スクリーンに接続し、スライド、ビデオ、音声等を再生して技術説明を行うことができる。

また、両当事者が同一地域または隣接地域に居住している場合には、合議体が巡回審判廷のいずれかに出向き、巡回口頭審理を行い、その場で事件を扱うことも可能である。

## 2. 8 出頭者

口頭審理への参加者適格性については、特別な要件はない。一般的には、以下の者が口頭審理に出頭する。

- (1) 当事者
- (2) 代理人(特許出願代理人又は委任状を持参した者)
- (3) 委任状を持参した弁理士
- (4) 証人
- (5) 通訳者

## 2. 9 口頭審理の傍聴

口頭審理は、法令の規定により秘密にする必要がある場合を除き、公開で実施される。

口頭審理の期日・場所等の情報は、China Intellectual Property News や CNIPA の公式サイトで公表され、傍聴を希

望する公衆は、口頭審理を傍聴することができる。なお、各審判廷の傍聴席の座席数には限りがあるので、満席の場合は傍聴は断られる。座席の予約は受け付けていない。

## 2. 10 口頭審理の一般的な流れ

合議体の議長の指示のもと、口頭審理は一般的に以下の手順で実施される。

- 口頭審理開始前に、合議体は口頭審理の出頭者の身元確認をし、出頭者の適格性があることを確認する。
- 議長が口頭審理を開始し、合議体のメンバーを紹介する。
- 当事者はそれぞれの口頭審理出頭者を紹介し、両当事者が出頭する場合、それぞれの出頭者の適格性について異議がないか相手側当事者の意見を聞くこととする。
- 議長は、当事者の権利及び義務を公表し、当事者が合議体のメンバーについて忌避申立てを提出するか否か、また、当事者が証言を行った証人を出廷証言させるか否か、実物によるデモンストレーションを行うか否かを審尋する。
- 当事者系審判の口頭審理では、当事者に和解する意思があるか否かを審尋するものとする。
- 調査が開始されると、合議体は、無効宣告請求の範囲や理由及び両当事者が提出した証拠を確認し、口頭審理における審理範囲を判断する。
- 調査に続いて弁論の場が設けられ、当事者はそれぞれ、争点となっている事項や、証拠によって示された事実に適用される法令適用についての意見を主張し、弁論することができる。
- 弁論の間、合議体メンバーは質問をすることができるが、偏向した発言をしてはならない。
- 当事者は最後の発言を行う。
- 議長が口頭審理の終了を宣言する。

## 2. 11 口頭審理の記録

口頭審理記録は、口頭審理の過程と内容を記録するために、口頭審理の書記官が作成する議事録である。記録事項には、次のような方式的項目と実体的項目がある。

### <方式的項目>

- (1) 審判番号
- (2) 合議体メンバー及び書記官の氏名
- (3) 口頭審理に出頭した、当事者、代理人、その他の者の氏名
- (4) 日時及び場所

### <実体的項目>

- (1) 当事者またはその代理人の発言の要旨
- (2) 合議体が記録を命じた事項、及び、当事者の要求により合議体が記録を許可した事項
- (3) その他必要な事項

口頭審理の重要事項が書き留められた後、または口頭審理が終了した後、合議体は議事録を当事者に手渡し閲覧させる。議事録に誤記又は誤謬があった場合、当事者は修正を要求することができる。確認の後、議事録は当事者が署名し、ファイルに保管する。当事者が署名を拒否した場合、議長はその旨を口頭審理記録に記載する。

口頭審理記録に加えて、合議体はオーディオ・ビデオ機器を使用して口頭審理全体を記録することもできる。現在、すべての口頭審理はビデオ撮影されているが、当事者は音声録音やビデオ録画を行うことはできない。

## 2. 1 2 当事者が出頭しない場合

当事者の一方が口頭審理に出頭しない場合であっても、合議体は、口頭審理における他方の当事者の出頭が手続上の要件に適合する限り、所定の手続に従って口頭審理を行うものとする。

申立人が指定期間内に口頭審理通知書に対する回答を行わず、かつ、口頭審理に出頭しなかった場合、無効宣告請求は取り下げられたものとみなされ、無効宣告手続は終了する。

## 2. 1 3 オンライン口頭審理

現在、オンライン口頭審理システムは、すべての審判廷に導入されている。アプリケーション(APP)のダウンロードリンクは、口頭審理通知書とともにテキスト・メッセージで当事者に送付される。当事者は、適切なハードウェア(携帯電話、タブレット型端末、パソコン等)とソフトウェアの条件がそろっていれば、リモートオンライン口頭審理 APP をダウンロードするか、オンライン口頭審理ウェブページにログインして、リモートで口頭審理に参加することができる。オンライン口頭審理 APP のユーザーガイド・マニュアルは、当事者用のオンライン操作手引書である。

オンライン口頭審理の開始前には、当事者は、リモート口頭審理システムにログインする際に、身元情報を提供する必要がある。SMS 検証、顔認証、オンライン署名、及び、本人確認をするための他の識別認証を行う必要がある。

口頭審理の間、両当事者は、証拠、プレゼンテーションソフト(PPT)及びその他の文書をアップロードし、オンラインで説明を行うことができる。

一般傍聴者は、合議体の承認を得て、オンラインで口頭審理を傍聴することができる。傍聴者のアカウント情報はシステムに追加される。

オンライン口頭審理が終了すると、当事者は口頭審理の議事録をオンラインで閲覧し、電子署名で確認することができる。

### 3. 韓国

#### 3. 1 審判部の目的及び利点

口頭審理とは、争点を早期にまとめるために、3名または5名の審判官(以下、合議体)に事件の両当事者が出頭し、口頭で主張する審理のことをいう。

口頭審理では、合議体は当事者や証人から直接発言を聞くことができる。また、合議体は、リアルタイムで質問することにより、当事者の主張に一見矛盾があることを発見し、曖昧な論点を明確にすることができる。これにより、合議体は紛争の初期段階で論点を絞り込み、証拠調べにより集中することができるため、より効率的で信頼性の高い審判が可能になる。

また、関係する当事者だけでなく、第三者も口頭審理を傍聴することができるため、より透明性と信頼性の高い審理が期待できる。一方、民事事件とは異なり、糾問主義の結果、審判長が口頭審理をより直接的にコントロールし、証拠の照合をより積極的に舵取りすることになる。

#### 3. 2 口頭審理の特徴

韓国特許審判院(IPTAB)は、口頭審理、書面審理の両方を認めている。口頭審理は、当事者の一方から特定の請求があった場合や、合議体が特定の状況から必要と判断した場合、行うことができる。当事者主義や口頭の原則に基づく民事訴訟とは異なり、IPTABの審理では、書面による議論は、口頭審理による口頭の議論と同じ効果を持つものとみなされる。したがって、事前に提出された文書で既に行われている主張を口頭で繰り返す必要はない。つまり、IPTABにおける口頭審理は、弁論を認容することではなくむしろ、証拠の審理、争点に関する質問とその絞り込み、複雑な技術の理解等をする事なのである。

#### 3. 3 口頭審理の対象となる審判事件

当事者間の口頭での主張により争点を絞り込むことが審理の主な目的の一つであるため、当事者系審判事件では、口頭審理を実施するものとする。なお、口頭審理を実施する必要性が高いと思われる例としては、以下のようなものがある。

- (1) 当事者の一方または両方が口頭審理を請求した場合
- (2) 審判請求の理由又は主張の理由の曖昧な点を明確にするために、意見主張の権利の行使が必要と認められる場合
- (3) 発明や証拠について当事者からの説明が必要な場合
- (4) 証拠調べ、証人尋問、検証が生じる場合
- (5) 効果的な審理のために必要であると審判長が認めた場合

IPTAB 審判事務取扱規程 第 39 条の 2 では、上記(1)や(2)の場合、デフォルトで口頭審理を実施することが規定されている。このような場合であっても、審判書類のみで審理可能と審判長が認定した場合、口頭審理は実施しない場合がある。

### 3. 4 口頭審理の時期、回数、スタイル

一般的に、口頭審理は1事件につき1回、被請求人が答弁書を提出した後に実施するものとする。事件の内容によっては、複数回行うこともでき、また、両当事者が提出した主張や証拠をよりよく理解し、争点を特定するために、口頭審理の前に技術説明会を開催してもよい。

口頭審理は、対面審理又はビデオ審理のいずれでも実施することができる。対面審理では、当事者と合議体がテジョン(大田)の敷地内にある審判廷に物理的に同席する必要があるが、ビデオ審理では、当事者がビデオ会議システムを備えたソウルの審判廷において口頭審理に参加することができる。証人の出席や物的証拠の検証が必要か否かにより、手続きが異なる場合がある。審判長が審理を司るため、参加者は審判長が許可した場合にのみ発言することができる。口頭審理は、証拠の許容性の審理から始まり、両当事者の主張、合議体の審理、証人尋問、当事者の追加陳述が続くのが一般的である。

### 3. 5 口頭審理の準備から終了までの全体的な流れ

請求に応じて又は職権で口頭審理の実施を決定すると、審判長は、口頭審理の期日、場所、種類を決定し、口頭審理通知(審理の目的と上記の情報を記載したもの)を両当事者に送付する。また、当事者は、合議体が口頭審理の準備をし事件を完全に審理するのに役立つよう、口頭審理に先立って口頭での主張の概要を提出することが奨励される。口頭審理で取り扱うべき特定の論点があると予想される場合には、合議体は審理事項通知書を送付する。

口頭審理では、当事者が合議体の前で主張をし、合議体も当事者に質問をする。口頭審理の書面による記録は、審理の約10日後に入手可能となり、請求に応じて閲覧することができる。

### 3. 6 口頭審理の期日

口頭審理が実施される場合、当事者及び参加人に口頭審理の期日と場所が通知される。合議体は、口頭審理の期日を決めるために当事者と協議することができ、当事者は、口頭審理予定日の1週間前までに、主張や争点をまとめた口頭での主張の概要を提出するよう通知される。口頭審理通知は、当事者が主張や争点を準備し、口頭審理陳述要領書を提出するのに十分な時間を確保するため、口頭審理予定日の約1ヶ月前に送付される。

当事者が口頭審理の期日をどうしても変更する必要がある場合、期日変更請求書を提出する。また、合議体が必要と判断した場合、職権で口頭審理の期日を変更することができる。

### 3. 7 審判廷

IPTAB 本館には、特許事件用に4室の審判廷があり、商標・意匠事件用には別館に2室の審判廷がある。各庁舎には、専用のIT機器を備えたビデオ審判廷が1室あり、ソウルのビデオ審判廷と接続することができる。

ビデオ口頭審理の請求が増えていることから、ソウル庁舎のビデオ審判廷に追加されたソウル技術説明室である2室に、ビデオ会議装置を設置した。オンライン審判廷は、各庁舎(本館・別館)に追加された。これにより当事者はIPTABの審判廷に出頭することなく、自宅からでもリモートで口頭審理に参加することができる。

審判廷は全室、プロジェクターと書画カメラ(ELMO)を介して行えるプレゼンテーション機能を備えている。特に、ビデオ

審判廷には、当事者がプレゼンテーションを行うことができる 2 つの大きなスクリーンがあり、全室に録音装置が設置されている。

### 3. 8 審理事項通知書、口頭審理陳述要領書

#### (1) 審理事項通知書

口頭審理中に特定の論点を審理することが予想される場合、審判長は審理事項通知書を送付することができる。

#### (2) 口頭審理陳述要領書

また、口頭審理通知を受理した当事者は、指定期間内に、主張、証拠の要旨などを含む口頭での主張の概要を提出することが推奨される。

### 3. 9 審判廷への出頭者

当事者や代理人が口頭審理に参加する。当事者が法人の場合、法人の代表者が当事者として審理に参加し、他の従業員は傍聴人として審理に出頭することができる。ただし、事件の詳細を説明するのに適しているとみなされた場合には、審判長の許可を得て、当事者を代表して特定のトピックについて陳述することができる。

さらに、当事者から請求があり、生(実際)の証言が審決を下すのに役立つと合議体が判断した場合、合議体は口頭審理での生(実際)の証言を許可する。

審判書記官(または速記者)は、口頭審理の期日の少なくとも 2~3 日前に出席者リストを確定し、出欠を確認する。

### 3. 10 口頭審理の傍聴

口頭審理は、公開または非公開のいずれかで実施される。公開での口頭審理は、公衆が傍聴することができる。合議体が口頭審理の開催を公開によるものとした場合、予定されている公開での口頭審理の暫定リストが事前に IPTAB のウェブサイトに掲載され、公開での口頭審理の開催日に先立って、公衆は傍聴を請求することができる。ただし、公序良俗に反すると判断された場合には、傍聴は認められない(特許法第 154 条)。当事者が営業秘密の保護のために非公開の口頭審理を要求した場合や、審判廷が満席になった場合には、公衆の入場を制限することができる(IPTAB 審理事務取扱規程第 39 条第 2 項、第 4 項、第 5 項)。

傍聴を請求した者には、口頭審理の期日までに、傍聴の請求が認められたか否かを韓国特許審判院の審判政策課が通知する。公衆出席者は、口頭審理開始の 10 分前までに到着することが推奨され、入館には政府発行の有効な身分証明書が必要になる。最近では、COVID-19 に関する政府のガイダンスに基づき、来場者は IPTAB の審判廷に入室する前に体温を測り、フェイスマスクを着用し、手指消毒剤を使用する必要がある、審判廷内では物理的な距離を保つ必要があるとされている。

### 3. 11 口頭審理の一般的な流れ

口頭審理は、審判長の指示のもと、以下のような一般的な流れに沿って実施される。

#### (1) 口頭審理開始の宣言

- (2) 出頭者の身元確認
- (3) 事前に提出された証拠の確認(証拠の許容性の審理)
- (4) 両当事者の主張
- (5) 不明な点及び重要な点、並びに、当事者からの返答を明確にするために、合議体から質問
- (6) 当事者からの追加陳述
- (7) 合議体からの通知対象事項
  - 当事者が取り下げた主張、両当事者が異議なく認めた証拠又は主張など、調書に記載すべき事項の確認を行う。
  - 合議体からの要請に基づき、提出が必要な追加書類とその提出期限を通知する
  - 事件が後に書面審理の対象となる場合、その旨を口頭で通知する
  - 必要に応じて、審理終了予定日を通知する
  - 必要に応じて、両当事者の和解のために助言する
- (8) 口頭審理終了の宣言

証人や鑑定人の証言が必要な場合、通常、上記(5)の後に尋問が行われる。

### 3. 12 調書

口頭審理に出席した審判書記官は、口頭審理の日から 10 日以内に、調書を作成し、審判記録データベースにアップロードするものとする。口頭審理における主張や証言は、それ自体では法的に認められないと考えられる。しかし、民事訴訟法に基づいて当局が作成する文書である「調書」は、法的証拠として認められる。

調書を作成する際には、以下のような方式的事項と実体的事項を報告書に記載する必要がある。方式的事項は報告書に記入しなければならず、これらが欠けていると調書は法的有効性を持たない。

- (1) 記載すべき方式的事項
  - 事件番号及び事件の特定
  - 審判官及び審判書記官等の氏名
  - 出頭した当事者、代理人、通訳者の氏名、及び、出頭しなかった当事者の氏名
  - 口頭審理の期日及び場所
  - 口頭審理が公開されていたか否か、非公開だった場合、非公開とした理由
- (2) 記載すべき実体的事項
  - 両当事者の発言要旨
  - 争点及び証拠許容性の審理
  - 合議体による明確化命令
  - 審判長が調書に記載するよう命じた事項(記載すべき事項及び他の通知)

調書には、報告書を作成した審判書記官及び審判長の署名が必要になる。口頭審理の書面による記録は、調書の一部とみなされる。最終報告書は、閲覧複写請求があれば両当事者がアクセスできる。

証人及び当事者への質問、並びに／又は現地調査を実施する場合、別に報告書を作成する。

### 3. 13 口頭審理当日の欠席

口頭審理の期日を通知された当事者または代理人は、口頭審理に出席しないことを決定することができる。当事者がどうしても出席する必要があると分かっているものの、事情により出席できない場合、口頭審理予定日前に正当な理由を添えて日程変更の請求を行うことが奨励される。当事者が欠席した場合のペナルティはない。ただし、証人等が召喚に従わなかった場合は、50 万ウォン以下の罰金が科せられることがある。

両当事者のいずれか一方が口頭審理に出頭しなかった場合でも、当事者欠席のまま審理は行われ、当該欠席については調書に記録される。

### 3. 14 オンライン／ビデオ口頭審理

審判長は、以下のいずれかの場合において、一方の当事者または両当事者からの請求に応じて、ビデオ口頭審理を実施ことができ、当事者は IPTAB のビデオ審判廷に出頭することができる(IPTAB 審判事務取扱規程 第 39 条の 4) :

- (1) 当事者に障がいがある場合、当事者が 65 歳以上である場合、当事者の移動に支障がある場合
- (2) 当事者、弁理士、参加人、証人など、いずれかの当事者から 10 名以上の参加者がいる場合
- (3) 証拠品が重すぎたり大きすぎたりし、移動の妨げになるという正当な理由がある場合
- (4) 事件が迅速に処理されるべきである場合
- (5) テジョン(大田)の IPTAB 審判廷以外の場所で口頭審理を実施する必要があると審判長が判断した場合

当事者が上記のいずれかのケースにおいてビデオ口頭審理を請求する場合、当該請求理由を記載したビデオ口頭審理請求書に、当該請求を証拠立てる必要書類を添付し、提出することが求められる。一方の当事者(又は両当事者)から請求された場合、合議体は、当事者の同意の下でオンラインによる口頭審理を実施するか否かを決定し、口頭審理通知に口頭審理の種類及び場所を示して、その決定を当事者に通知するものとする。

ユーザーからの要求の増加を受けて、2021 年 8 月 16 日からオンラインリモート口頭審理が導入された。これにより、当事者及び参加者は、IPTAB のビデオ審判廷に出頭しなくても、オンライン経由で(職場や自宅など)どこからでもリモートで口頭審理に参加することができる。行政安全部によって導入されたビデオ会議プラットフォームが、現在、オンライン口頭審理に使用されている。